

## 弁理士によるサポート

弁理士は、著作権・商標権・意匠権・特許権などの知的財産権の専門家として次のようなサポートを行います。弁理士までお気軽にご相談ください。

### ①著作権に関する相談

『もしかしたら著作権を侵害しているかも』とお考えのあなた。著作権について、適切なアドバイスをします。

### ②契約書の作成

イラスト制作をされているあなた。著作物の創作者と利用者との双方の希望をお伺いした上で、互いに納得する契約書を作成します。

### ③模倣品対策

著作物をどのように保護すればよいのかお考え中のあなた。著作権以外に、意匠権、商標権、特許権などを含めた知的財産権によって著作物を保護する方法をご提案します。

### ④著作物の管理

デザインに関する仕事をされているあなた。著作物自分で管理する他、管理会社に委託するなどの管理方法をアドバイスします。

### ⑤商標権・意匠権取得

デザインの保護を強化したいとお考えのあなた。商標権・意匠権・不競法を含めた知的財産権を総合的に判断し、さらなる保護強化のアドバイスをします。

### ⑥オーファンワークス(著作権者不明の著作物)の利用

著作権者不明の著作物を利用したいあなた。裁判制度のための著作権者の検索方法など、著作物の利用の実現に向けたアドバイスをします。

## 知的財産 なんでも 110 番

弁理士が著作権に関して相談に応じます。お近くの地域会の HP からご予約下さい。初回は無料です。

北海道会  
<https://jpaa-hokkaido.jp/>



東北会  
<https://www.jpaa-tohoku.jp/>



関東会  
<https://www.jpaa-kanto.jp/>



北陸会  
<https://www.jpaa-hokuriku.jp/>



東海会  
<http://www.jpaa-tokai.jp/>



中国会  
<https://www.jpaa-chugoku.jp/>



関西会  
<http://www.kjpaa.jp/>



四国会  
<http://jpaa-shikoku.jp/>



九州会  
<http://www.jpaa-kyusyu.jp/>



必見

『弁理士の著作権情報室』(<https://www.innovations-i.com/copyright-info/>)  
日本弁理士会著作権委員会が制作しました。著作権情報が満載の HP です。

# デザイン？ 著作権？ それ弁理士が 得意です！

デザインや著作物は、あなたの大事な知的財産です。  
知的財産のお悩みは、知財の専門家「弁理士」が総合的に判断、解決します！

契約書  
を作る

著作権  
で  
マネージメントする

著作権  
と  
商標権

著作権  
と  
意匠権

類似品  
模倣品  
対策

オーファンワークス  
の  
利用



デザイン?

著作権の保護  
しかない?

商標権・意匠権・不競法  
による保護もあります!

## 著作権を含む知的財産権を得意とする**弁理士**にご相談を!

著作権 商標権 意匠権 特許権 実案権 不競法



# 弁理士に相談してみよう!

## 1. デザインの戦略的保護

商品や広告のデザインの保護は、著作権によるものだけではありません。弁理士は、著作権・商標権・意匠権・不競法などの知的財産権を総合的に考察し、商品デザイン・広告デザインの戦略的な保護をアドバイスします。

著作権のお悩みは、  
**弁理士**に  
お任せください!



## 2. デザインを使用することのお悩み

商品製作や広告制作をするにあたり、イラストやフレーズの使用について著作権を侵害しないか迷うことがあります。弁理士は、著作権の問題がないか確認する他、商標権・意匠権を含めてご相談に応じます。

### キャッチフレーズを保護したい!

キャッチフレーズは著作権の保護対象にはなりにくいです。しかし、商標登録により商標権で保護されているキャッチフレーズも多くみられます。有名なキャッチフレーズになれば不競法による保護もあります。

### 商品の外観デザインを保護したい!

商品（工業製品）の外観デザインは基本的に著作権では保護されません。しかし、意匠権や商標権で保護できることがあります。意匠権では、部分意匠や関連意匠を活用して外観デザインの特徴的な部分を保護することができます。すごく有名な外観デザインになれば形状のみでも商標権により半永久的に保護することができます。

### ドラマのセリフを使用したい!

ドラマのセリフに著作権は基本的にありません。しかし、商標登録されていることがありますので注意が必要です。有名なセリフであれば不競法も考慮しなければなりません。商標登録されているかは調査することができます。

### 動物のイラストを保護したい!

動物のイラストは、誰が描いても似てくるので基本的に著作権の及ぶ範囲は狭いです。保護を強化したければ商標権や意匠権を取得することが考えられます。



### ロゴマークを保護したい!

イラスト的なロゴマークであれば著作権で保護されますが、文字的なロゴマークであれば著作権で保護されにくくなります。保護を強化したければ、商標権の取得を検討してみるのもいいです。また、ロゴマークが有名であれば不競法により保護されることもあります。

### 他社の広告チラシに似ている気がする?

宣伝広告チラシにも著作権はあり、著作権侵害として争われた裁判もあります。自社独自で広告を制作したのであれば著作権侵害になりませんが、立証することは困難です。広告制作の過程が分かるように記録を残すなどの対策を取ることをお薦めします。

### 商品のイラストデザインを保護したい!

キャラクターデザイン、模様デザインは基本的に著作権で保護されます。さらに、商標権・意匠権を取得することにより保護の強化を図れます。商標登録されれば、公示されますので模倣の抑制にもなります。

### 権利者は誰?

従業員が職務で創作したデザインだから会社に著作権がある?そうとは限りません。職務創作に該当するか検討する必要があります。キャラクターデザインを付した製品を意匠登録出願する場合には意匠登録を受ける権利も譲り受けおく必要があります。